

平成23年 年末の交通安全県民運動実施要綱

実施期間 12月15日（木）から12月31日（土）までの17日間

目的 この運動は、県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」

- 運動の重点
- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 2 夕暮れから夜間の交通事故防止
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



統一主要行事

行事名	実施日	内容
初日街頭指導・広報の日	12月15日 (木)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
交通事故ゼロの日 及び高齢者交通安全の日	12月20日 (火)	県民一人ひとりが事故を起こさないことを誓い合う日として設定した「交通事故ゼロの日」及び増加している高齢者事故の削減のための「高齢者交通安全の日」を掲げ、交通事故防止活動の一層の推進を図る。
飲酒運転根絶推進の日	12月22日 (木)	県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、「飲酒運転をさせない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

《運動の重点》

1 子どもと高齢者の交通事故防止

(1) 子どもの交通事故防止

ア 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底

イ 幼児・児童の自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の推進

(2) 高齢者の交通事故防止

ア 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の促進

イ 高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動及び「思いやり パッシング運動」の推進

ウ 70歳以上の運転者について高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示の促進と、表示車両に対する保護義務の周知徹底

エ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の実践



2 夕暮れから夜間の交通事故防止

(1) 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

ア 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の促進

イ 街頭での歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の推進

ウ 夕暮れから夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の推進

エ LED、自動点灯ライトや反射材等を備えた安全性の高い自転車の利用促進と定期的な点検の励行の呼びかけ

(2) 追突・出合頭の交通事故防止

ア 交通事故発生件数の約4割を占める「追突事故」を削減させるため、脇見運転・ぼんやり運転の禁止や適切な車間距離の維持などに関する広報・啓発活動の推進

イ 多発する出合頭事故を防止するため、交差点での一時停止、徐行、安全確認の必要性を認識させる指導・啓発活動の推進



3 飲酒運転の根絶

(1) 各機関・団体共通

ア 飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

イ アルコールチェッカー等を活用した飲酒運転の未然防止

ウ 各種機会を捉えた飲酒運転根絶の呼びかけ

(2) 企業・飲食店関係

ア ポスター等各種広報媒体を活用した、飲酒運転をさせない環境づくりの促進

イ 運転者への酒類提供禁止の徹底



4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施